



岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年岡山県市町村総合事務組合条例第 2 号）をここに公布する。

平成 26 年 3 月 26 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 河島 建一



岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

題目を次のように改める。

岡山県市町村総合事務組合管理者等の報酬，給与及び旅費に関する条例

第 1 条中「及び副管理者等（以下「管理者等」という。）」を「，副管理者，監査委員及びその他委員会の委員」に，「給与」を「報酬，給与」に改める。

第 2 条の見出し中「給与」を「報酬，給与」に改め，同条第 1 項を次のように改める。

管理者，副管理者（常勤の副管理者は除く。） ， 監査委員及びその他委員会の委員の報酬の額は，次のとおりとし，管理者，副管理者（常勤の副管理者は除く。）及び監査委員については 3 月に当月分までを，監査委員以外の委員会の委員についてはその職務を行った日にその都度支給する。ただし，管理者，副管理者（常勤の副管理者は除く。）及び監査委員が年度の途中で退職，失職により，その職を離れたとき又は死亡したときは，当該月又は翌月に支給することができる。

管理者	年額	15,000 円
副管理者	年額	12,000 円
監査委員		
識見を有する者の中から選任されたもの	年額	7,000 円
議会の議員の中から選任されたもの	年額	11,000 円
監査委員以外の委員会の委員	日額	7,000 円

第 2 条第 3 項中「給料」を「報酬の額」に改める。

附則第 2 項を削り，附則第 1 項の項番号を削る。

#### 附 則

この条例は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><b>岡山県市町村総合事務組合管理者等の報酬、給与及び旅費に関する条例</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 管理者、副管理者、監査委員及びその他委員会の委員に対する報酬、給与及び旅費の支給については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(報酬、給与及び支給方法)</p> <p><b>第2条</b> 管理者、副管理者(常勤の副管理者は除く。)、監査委員及びその他委員会の委員の報酬の額は、次のとおりとし、管理者、副管理者(常勤の副管理者は除く。)及び監査委員については3月に当月分までを、監査委員以外の委員会の委員についてはその職務を行った日にその都度支給する。ただし、管理者、副管理者(常勤の副管理者は除く。)及び監査委員が年度の途中で退職、失職により、その職を離れたとき又は死亡したときは、当該月又は翌月に支給することができる。</p> <p>管理者 年額 15,000円</p> <p>副管理者 年額 12,000円</p> <p>監査委員</p> <p>識見を有する者の中から選任されたもの 年額 7,000円</p> <p>議会の議員の中から選任されたもの 年額 11,000円</p> <p>監査委員以外の委員会の委員 日額 7,000円</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の報酬の額は、当該職についた日からその職を離れた日までの月数による。ただし、1月未満の端数は切り捨てる。</p> <p>4 略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p><b>岡山県市町村総合事務組合管理者等の給与及び旅費に関する条例</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 管理者及び副管理者等(以下「管理者等」という。)に対する給与及び旅費の支給については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(給与及び支給方法)</p> <p><b>第2条</b> 管理者等(常勤の副管理者は除く。)の給料額は、次のとおりとし、3月に当月分までを支給する。ただし、年度の途中で退職、失職により、その職を離れたとき又は死亡したときは、当該月又は翌月に支給することができる。</p> <p>管理者 年額 15,000円</p> <p>副管理者 年額 12,000円</p> <p>監査委員</p> <p>識見を有する者の中から選任されたもの 年額 7,000円</p> <p>議会の議員の中から選任されたもの 年額 11,000円</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の給料は、当該職についた日からその職を離れた日までの月数による。ただし、1月未満の端数は切り捨てる。</p> <p>4 略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>2 当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、常勤の副管理者の給料月額を、同項に規定する給料月額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。</p>